

広島県公営企業管理規程第十一号

企業局建設工事の入札及び契約に係る情報の公表に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年四月一日

広島県上下水道部長 川 西 隆 弘

企業局建設工事の入札及び契約に係る情報の公表に関する規程の一部を改正する規程

企業局建設工事の入札及び契約に係る情報の公表に関する規程（平成十三年公営企業管理規程第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>上下水道部建設工事の入札及び契約に係る情報の公表に関する規程</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 上下水道部が発注する建設工事の入札及び契約に係る情報の公表については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第百二十七号）及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成十三年政令第三十四号）によるほか、この規程の定めるところによる。</p> <p>（県規則の準用）</p> <p>第二条 上下水道部が発注する建設工事の入札及び契約に係る情報の公表については、建設工事の入札及び契約に係る情報の公表に関する規則（平成十三年広島県規則第六十七号。以下「県規則」という。）の規定（第四条第二項及び別表を除く。）を準用する。この場合において、第一条及び第二条第一項中「県」とあるのは「上下水道部」と、第二条第一項、第五条及び第六条中「知事」とあるのは「上下水道部長」と、第四条第三項中「午後四時半まで（別表に定める建設工事入札契約情報県庁閲覧所及び建設工事入札契約情報広島県警察本部閲覧所においては、午前九時から午後五時まで）」とあるのは、「午後五時まで」と読み替えるものとする。</p> <p>（建設工事入札契約情報閲覧所）</p> <p>第三条 前条において準用する県規則第四条第一項の建設工事入札契約情報閲覧所は、次表の上欄に掲げる名称の閲覧所を同表中欄に掲げる場所に設置し、同表の下欄に掲げる閲覧の対象となる事項に関する資料を閲覧に供するものとする。</p>	<p>企業局建設工事の入札及び契約に係る情報の公表に関する規程</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 企業局が発注する建設工事の入札及び契約に係る情報の公表については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第百二十七号）及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成十三年政令第三十四号）によるほか、この規程の定めるところによる。</p> <p>（県規則の準用）</p> <p>第二条 企業局が発注する建設工事の入札及び契約に係る情報の公表については、建設工事の入札及び契約に係る情報の公表に関する規則（平成十三年広島県規則第六十七号。以下「県規則」という。）の規定（第四条第二項及び別表を除く。）を準用する。この場合において、第一条及び第二条第一項中「県」とあるのは「企業局」と、第二条第一項、第五条及び第六条中「知事」とあるのは「公営企業の管理者」と、第四条第三項中「別表に定める建設工事入札契約情報県庁閲覧所」とあるのは、「第三条の表に定める建設工事入札契約情報企業局本庁閲覧所」と読み替えるものとする。</p> <p>（建設工事入札契約情報閲覧所）</p> <p>第三条 前条において準用する県規則第四条第一項の建設工事入札契約情報閲覧所は、次表の上欄に掲げる名称の閲覧所を同表中欄に掲げる場所に設置し、同表の各項に掲げる閲覧所の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる閲覧の対象となる事項に関する資料を閲覧</p>

備考 (略)	建設工事 入札契約 情報上下 水道部関 覧所	名称	建設工事 入札契約 情報上下 水道部関 覧所	閲覧の対象となる発注 見通し等の公表事項に 関する資料
		場所	行政情報 コーナー	
			一 (略) 二 第二条において準 用する県規則第三条 の規定により入札契 約担当職員が定め、 又は作成した資料	
備考 (略)	建設工事 入札契約 情報広島 水道事務 所閲覧所	名称	建設工事 入札契約 情報企業 局本庁関 覧所	閲覧の対象となる発注 見通し等の公表事項に 関する資料
		場所	行政情報 コーナー	
			一 (略) 二 第二条において準 用する県規則第三条 の規定により入札契 約担当職員が定め、 又は作成した資料の うち閲覧所の置かれ る広島県公営企業組 織規程（昭和四十九 年公営企業管理規程 第六号）第二条第二 項の地方機関（以下 「地方機関」という。 ）において作成した ものを除く資料	
備考 (略)	建設工事 入札契約 情報広島 水道事務 所閲覧所	名称	建設工事 入札契約 情報広島 水道事務 所閲覧所	閲覧の対象となる発注 見通し等の公表事項に 関する資料
		場所	広島水道 事務所総 務課	
			一 第二条において準 用する県規則第二條 及び第三條第二項か ら第五項までの規定 により作成した資料 のうち広島水道事務 所において作成した もの 二 第二条において準 用する県規則第三條 第一項の規定により 入札契約担当職員が 定め、又は作成した 資料	

に供するものとする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。